第 12 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和5年1月24日午後1:30~ 京都府水産事務所 研修室

- 1 開 会
- 2 議 案

第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問) (いさざ落し網漁業)

【第1号議案資料】

3 報告事項

第15次漁場計画(素案)について

【報告事項】

4 その他

次回(第13回)委員会開催について

5 閉 会

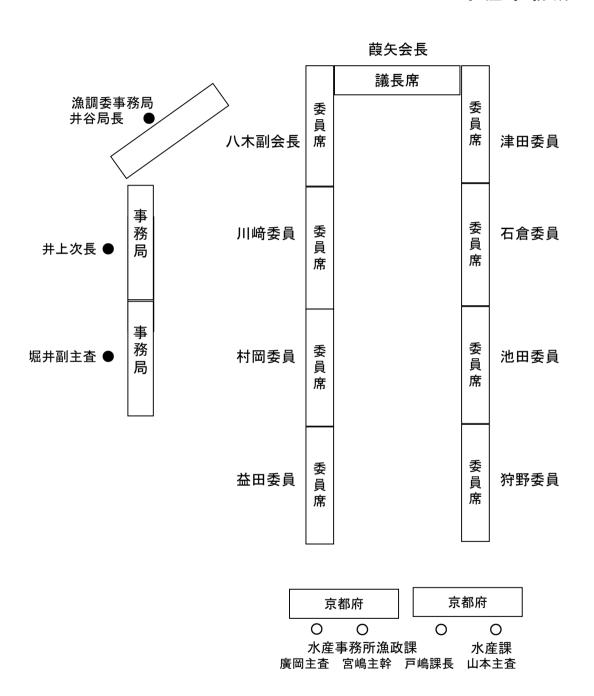
第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委員	川﨑 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とト屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会 (第12回委員会配席図)

令和5年1月24日(火)午後1時30分から 水産事務所 3階 研修室



京 都 府

第1号議案 知事許可漁業における制限措置等について (諮問) について

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1 京都府知事からの諮問文(写) ○いさざ落し網漁業





5 水事第 5 5 号 令和 5 年 1 月 6 日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



いさざ落し網漁業の制限措置等について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号。以下、「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、上記漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間:令和5年1月30日から令和5年2月28日まで

制限措置:別紙のとおり

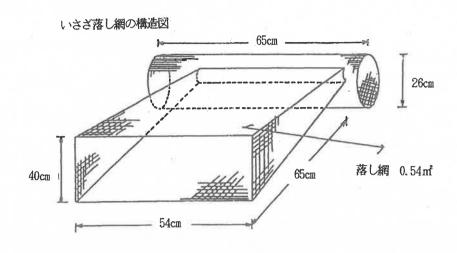
担	2	—— 当	京都府水産事務所	ŭ.
1757			漁政課漁業漁船係	廣岡
Т	Е	L	0772-22-4438	

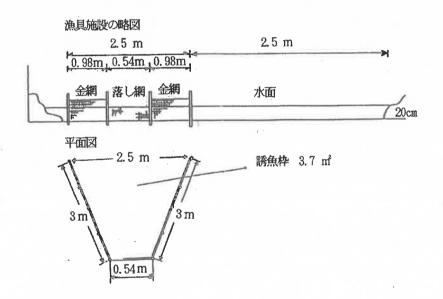
漁業時期 漁業を営む者の資格	2月10日から4月30日	文書 大学	
操業区域	京共第8号(大丹生川河口)	京共第8号(高野川新橋下流端より下流)	
許可又は起業の認可を すべき漁業者の数	7名 (新規枠5名十 継続許可枠2名)		
漁業種類	いさざ落し網漁業		

京都府

漁具。漁法の名称:いさざ落し網

漁 具 の 構 造:下図のとおり





漁 法:いさざは、川を遡るため河口に向かって網口を開ける。誘魚枠に入ったいさざは、落 し網の方向へ進み、落し網に入る。

漁 期: 春期

対象魚:いさざ(しろうお)

主な河川又は湖沼:由良川及び伊佐津川

地方名称及び由来: